

恩納村国民健康保険税収納対策緊急プラン

恩納村では、国民健康保険税収納対策緊急プランを策定し、収納率向上に取り組んでいます。

1 滞納状況の解消

- 資格状況の確認や所得未申告者への申告を促し、適正課税に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置や非自発的失業者の軽減措置等の周知を図ります。

2 徴収方法の改善等

- コンビニ収納や口座振替サービスなど、納税者の利便性の向上と利用を推奨します。
- 電話や実態調査等で滞納原因を分析し、それぞれに合った滞納処分や分割納付の相談を行います。

3 滞納処分の実施

- 預貯金や給与などの財産を調査し、長期滞納者の財産差押え等を実施します。



▲詳しくはこちらから

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに！

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、8月1日現在の所得状況と子どもの状況を確認し、引き続き手当を受給できるかどうかを確認するためのものですので、必ず提出してください。

また、現況届を提出せず2年を経過すると、時効となり手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

受付期間 児童扶養手当受給者 …………… 8月3日(水)～8月31日(水)
特別児童扶養手当受給者 …… 8月12日(金)～9月2日(金)
※土・日・祝日を除く

受付時間 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)
※届けは、必ず受給者本人が行ってください。代理人での受付はできません。

受付場所 福祉課 地域福祉係

持ち物 証書、印鑑、各種添付書類 ※必要書類は通知書に記載されています。

児童扶養手当とは…

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

特別児童扶養手当とは…

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207